

# 京大広報

No. 48

京都大学広報委員会

## 大学問題検討委員会経過報告

前回の報告（昭和44年10月11日付け京大広報No. 16所掲）以後における本委員会の作業経過の概要は、次のとおりである。

1, 昭和45年1月10日付けをもって、教養課程改善案を総長に答申した。（昭和45年1月21日付け京大広報No. 24参照）

2, 昭和44年11月の国大協「大学院制度の改善について（第一次中間報告）」に対する意見書を昭和45年1月に、昭和45年1月の中教審「高等教育の改革に関する基本構想試案」に対する意見書を同年2月に（昭和45年3月13日付け京大広報No. 30の〔意見13〕参照）、さらに昭和45年11月の国大協「中教審『高等教育の改革に関する基本構想（中間報告案）』に対する見解（未定稿）」（昭和45年12月11日付け京大広報No. 46参照）についての有志委員の意見を昭和46年1月に、それぞれ総長に提出した。

3, 各部会の審議状況はそれぞれ下記のとおりであるが、第1部会関係の報告中にある委員会内報告書「大学の任務について」（B5版、4号活字61頁）の公表に至らずとは、本委員会が公式に（即ち委員会として責任を持って）発表し得るほどには委員の合意が十分得られていないので、内容の周知方を、委員会または第1部会の名のもとには、しかもことさら積極的には、今のところ行なわないという意味である。

### (1) 第1部会審議状況

第1部会は、「大学の研究体制の検討から始めて大学の未来像に及ぶ」という自らに課された任務を遂行するためには、ア、大学の理念の検

討、イ、大学の現状分析、ウ、大学の未来像の検討という三つの作業を、ほぼこの順序で行なうことが必要であると考えた。このような審議方針については、次のような考え方もあろう。即ち第1に、理念問題に関する見解は、結局各人の世界観に帰着する。したがって、このような次元の問題について大学の委員会において合意に達しようとするのは、そもそも無理であり、また迂遠に過ぎる道であって、より直接的な論理をもつて取り上げるべきではないのか。

また、第2に、たとえ理念の検討が必要であるにしても、観念的な次元で議論を空転させないためには、むしろまず現状分析から出発して、そのあとに行なうべきではないのか。

事実、われわれは、このような論点を出し合い、かなりの時間をかけて検討を行なった上で審議方針を決定したのであって、上の論点にういては、次のように判断したのであった。

第1に、確かに理念問題についてなにがしかの範囲にわたる合意に到達しようとするには相当な困難が予想される。にもかかわらず、「未来像」の構想が単なる制度いじりや夢物語に墮さないためには、理念の検討と現状分析を行なうためにも、そのみちびきの糸として、やはり理念がある程度整理されていることを必要とするであろう。第2に、分析の順序については、理念と現状分析と未来像という三つの部面は、本来互いに交錯し合い、支え合う関係にあるのであって、いずれも、それだけ切り離して作業を完結させることはできない。しかし、一度にすべてのことを取り上げることができない以上、まず、何らかの部面について討論を集中させ、その上立って漸次他の部面に関心を広

げ、再び最初の部面にかえて議論を精密化させるという逐次近似的な方法によるほかはない。そうだとすれば、何から出発すべきかという論点は、絶対的にこれこれの部面から出発すべきであると固執する種類の問題ではなく、相対的な問題であると思われる。そして、未来像については、既成の原案を持たないわけであるから、結局、理念か現状分析から出発するほかはないが、大学という巨大な存在の現状分析のよりどころを一体どこに求めればよいのであろうか。やはり理念ということになるのではないか。こうして、われわれは、逐次近似的な過程の出発点という意味において、理念的な問題の検討から作業を始めることを適当と判断するに至った。

作業の過程においては、実際、前記の三つの部面を切り離すことは、困難であった。われわれは、昭和44年の秋までに理念問題の第1次討議をひとわり済ませ、さらに大学の現状分析をある程度行なったのであるが、理念を論じておれば、おのずと現状を語らざるを得ず、現状について論じておれば、いつしか未来像について語っているということになった。

こうして、三つの部面のおのおのについて、おのずとある程度の素材が得られたのであったが、さらに作業を進行させるためには、まずもって、理念問題を中心にして中間的な報告書をまとめることができる程度にまで討議を深化させることが必要であると判断された。この線に沿って討議を進め、昭和45年8月「大学の任務について」と題する委員会内報告書を作成した。

第1部会としては、これを広く公表し、批判を受けながら修正、改善することを希望したが、委員会内部に、このままでの公表に反対する意見もあったため、公表するに至らず、委員会内部の意見をきき、さらに練ったものにすることにした。

しかし、部会としては、昭和45年9月より既に次の段階の作業、即ち現状分析の一層の深化と大学の未来像の検討にはいっており、今後数か月のうちには、何らかのまとめができるものと考えている。勿論、上記の第1段階の報告書を公表して意見をきく機会のなかったことは、

部会としても十分意識しており、第2段階、第3段階の作業がまとまれば、それとあわせて各方面の評価を受けたいと考えている。それ以前に上記の報告書に修正、追加すべき点があれば、今後当然自ら改めておく考えであり、上記委員会内報告書は、単に暫定的に一応しめくくったものと考えている。

なお、部会は毎週1回会合を開いており、別に部会内の各作業班でも毎週1回ぐらい会合を開いて打ち合わせながら調査、資料作成、整理などの作業を進めている。各委員ともそれぞれ多忙であり、これ以上の審議の促進は事実上不可能で、これを強行してもかえって混乱をひきおこし、方向を誤るおそれもあるので、ことさらにまとめの時期を早めるのは適当でないと考えている。

## (2) 第2部会審議状況

昭和45年1月10日答申の「教養課程の改善について」が総長試案として公表されたことにより、第2部会としては、この試案の取扱いを注目しつつ、一方、この答申に続いて、専門教育の問題を検討する必要があるかどうか、検討するならばどのような観点から検討するか、答申との関連やその実効性の問題などについて話し合いを行なっている。

さらに、大学設置基準が改正されたことに伴い、答申との関連において何らかの検討が必要であるかどうかについても討議している。

## (3) 第3部会審議状況

第3部会は、総長選挙制度の問題を、ひろく大学の管理運営の中に位置付けて検討する。

この検討に当たり、「大学の自治」と「大学の自由」の問題は、一見迂遠な原則に見えるし、この問題について統一見解が得られず幾つかの考え方を併記するに止まるとしても、具体的な実行案の背景として欠くことができない。この部分は、第1部会の作業と若干重複するが、管理運営の問題との関連において本部会では論じられている。

現行の大学の管理運営については、総長の対外的・対内的地位を中心とし、その関連において大学の諸機関について分析した。大学では、法令がすべてをつくさず、「学長」の地位は各

大学の歴史と慣行とにより異なる点があるので、京都大学における現状を検討した。これに関連して、学部自治および教授会自治の問題が残っている。

教官、職員、学生の地位については、一般論のほかに、具体的な問題を例として検討した。従来、教官と学生との関係についてはすでに各方面で多くの議論がなされているが、職員についてはあまりなされていない。教官と職員とは、国家公務員法による地位については共通のものがある。この点からの検討が今始められている。

学生については、告示第9号およびそれに基づく学生処分を通じて、いままで京都大学で学生の地位がどのように取り扱われたかを検討した。また教官の不利益処分は、一方では大学の対外的地位に関連し、他方では大学の内部での学問の自由とも関連しているので、京都大学の事例に限定せず、最近の実情を調査した。

このような総長の地位と大学の管理機構、教官・職員・学生の地位の検討を一応経たのち、部会としては、総長選挙についての基本的な考え方の討議に進む予定である。

(大検委委員長 竹崎嘉真)

## 月 曜 会 メ モ

第79回 (12.7) 司会 角屋 陸 会員

部局報告として、教養部の会員から教養課程履修経験を持つ本学教官を主対象とした教養課程問題アンケート調査について、工学部の会員から12月18日の受講権放棄ストライキについて説明があった。

ついで今回は、教養課程改善案調整委員会の鯉坂委員長、中野、東両委員の出席を得て、改善案にかかる諸問題、とくに理学部新制度を含めて系別化制度の是非について討論が行なわれた。主な論点は次のとおり(順不同)である。

1. 一般教育とは何か、ある専門からみれば一般教養的であっても、他の専門よりみれば明らかに専門科目となるものもある。区別自体が問題である。
2. 展望科目(各系列の指定科目中に、それぞれ

専攻分野および関連分野についての展望を与えるもの、京都広報 No. 24 4頁13行参照)とは何か、ある意味では教養でやろうとして実現できなかった問題であり、また総合基礎科目も不可解である。金看板を掲げても容易に実現できないのが現実ではないだろうか。

3. 理学部の教養課程学生で専門課程聴講者が増え、他の学生を浮足立たせている。実施可能などころから改革案実施という考えに問題がある。
4. 4年一貫教育は理想としても、基礎不十分では専門教育の履修に差し支えるコースもあり得る。従来制度の欠陥は何か。
5. 系別制度実施の場合、安易な科目選択が増え、社会の要求を充足できないことがありうる。これに対する責任の所在はどこか。評価に対するきびしさが必要ではないか。

以上に対する応答のないし一般的討議は次のとおりであった。

1. 一般教育は現行法制上の問題もあって急激な変革は困難である。一般科目=専門科目の見方もあるが、一般教養として専門外科目をいくつか選択することは必要である。ただこれをあらかじめ決めておくことは問題であり、指導と自主選択が肝要である。
2. 理学部新制度は、教養部と学部との間の区別はなく、一貫教育を目指すところに意義がある。各学部の特殊事情もあって、他学部でも適切かどうかは疑問であり、この方式を結実させるには学部間の協力が必要である。
3. 実施可能な問題、学部より改革実施という考えは確かに問題であり、調整委員会での検討が望まれる。調整委員会は改善案実施委員会とみたい。現実に他大学では京大、東大などの進み方を注目している。
4. コースによっては専門に進むための予備条件をきびしくしてもよい。こうした特殊条件は適切な指導により充足できる。ただこれを必修科目の形で枠にはめる方式は検討を要する。
5. 社会要請に対する充足度を学部で責任をとるのはよいとしても、教養課程を現状のままでよいとする理由はない。また、責任を学生側に持たせてもよいのではないか。

このほかにもいくつかの問題提起があったが、

概して議論は系別制度に集中した。次回は、カリキュラムと教官、研究組織について討議を進める予定である。(角屋 睦会員)

## 教育学部長選考規程について

教育学部においては、新しく下記の「京都大学教育学部長選考規程」を制定し、12月24日をもって施行した。

京都大学教育学部長選考規程  
(この規程の趣旨)

第1条 京都大学教育学部長(以下「学部長」という)の選考については、学校教育法、教育公務員特例法および国立学校設置法施行規則に規定するもののほか、この規程による。

(教授会の構成)

第2条 学部長の選考を行なう教授会には、助教授および専任講師を加える。

(教授会の定足数)

第3条 前条の教授会は4分の3以上の出席を必要とする。

(選考の方法)

第4条 選考はすべて無記名投票による。

2 3名連記投票により上位の得票者3名を学部長第1次候補者とする。

3 第1次候補者について、教授会構成員を除く学部構成員の意向を徴する。教授会構成員を除く学部構成員とは、教授会構成員を除く常勤の職員、大学院および専門課程の在籍学生をいう。

4 前項の意向を徴したうえ、教授会において3名の第1次候補者について単記による投票を行ない、出席者の過半数の投票を得た者を当選者とする。

5 前項の該当者がいない場合は上位の得票者2名を候補者とし、これについてさらに投票を行ない、得票数の多い者をもって当選者とする。ただし、同点のため右の候補者が2名を超える場合は、教授就任の早い者をもって同点者中の上位とみなす。就任が同年月日であるときは年令順による。

6 前項の結果得票数が同点である場合は、教授就任の早い者をもって当選者とする。就任

が同年月日であるときは年令順による。

7 学部長が欠けた場合の補欠の学部長の選考については、第2項から前項までの規定にかかわらず、前回の選考における学部長第1次候補者のうち、当選者とならなかった者2名について、教授会において単記による投票を行ない、出席者の過半数を得た者を当選者とする。この場合において、得票数が同点であるときは、前項の規定を準用する。

補欠の学部長の選考の際、前回の選考における学部長第1次候補者のうち当選者とならなかった者の1名が欠けている場合には、残りの1名の者をもって当選者とする。

8 いずれの場合においても、選ばれた者は、やむを得ない理由に基づくほか辞退することができない。

(任期)

第5条 学部長の任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

2 学部長の任期は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 学部長が欠けた場合、補欠の学部長の任期は前任者の残任期間とする。

(選考の期日)

第6条 任期終了の場合の学部長選考は、任期終了前20日以上40日以内に終了する。

2 前項の場合以外においては、教授会において選考の期日を定める。

附 則

1 この規定は昭和45年12月24日から施行する。

2 この規程施行日以後、最初に選出された学部長の任期は第5条第1項本文および同条第2項の定めにかかわらず、昭和46年2月1日から昭和47年3月31日までとする。

3 昭和31年12月5日施行の教育学部長選考規程は廃止する。

4 第4条第3項の意向を徴する方法は別に定める。